

住民税の控除額引上

地方税法の一部改正で

地方税法の一部改正で、住民税の各控除額等が次のように改正され、今年度から適用実施されます。(カッコ内は改訂前額)

1 基礎控除額十二万円(十
一万円)
2 配偶者控除額十万円(九
万円)
3 扶養控除額六万円(五万
円)

4 寡婦、障害者、老年者、
勤労学生の各控除額七万
円(六万円)、特別障害
者控除額九万円(八万円)

二、青色申告者の専従者給与の控除については、所得税

と同様に限度額が廃止され
て全給与額控除となり、ま
た白色申告者の専従者控除

額も一人について十五万円

(十一万円)に引上
三、障害者、老年者、未成年者、寡婦についての非課税
の範囲を年間所得三十万円
(二十八万円)までに引上
四、給与所得者の特別徴収
(給料から住民税を天引きして納める方法)の月数を六
月から翌年五月までの十二
ヶ月(改正前は六月から翌
年三月までの十月)に分
割して徴収する

五、昭和四十五年から五十年
までの間の、土地等の売却
による譲渡所得税について
特例措置を講ずる(この特

例については所得税の改正
点と併せて次号で説明しま
す)

春の生存者叙勲
春の生存者叙勲が天皇誕
生の佳節、四月二十九日に行
われ、横芝町では郵政、自
治、警察関係の三名の功労者
に対し沙汰がありました。

ご本人の栄誉はもとよりのこ
と、町としてもまた光榮の限
りで謹んでお祝い申し上げま
す。

五月十二日自宅において県
警本部長より伝達される
勲五等瑞宝章 田子勇三郎

郵政大臣から勲記勲章を伝
達され、同日午後宮中に参
内して陛下に拝謁

この足で踏み、この目で確
かめ、この手で血に染んだ砂を
握ったその感触が、己が体軀
を駆けめぐり、思いは遙かに
遺族の方々の上に走って、眠
られぬままに夜は更けてゆき
ました。

私達昭和議員一行十四名ひ
としく沖縄に来て、マブニ岳
頂上に立った時の感動を、誰
一人として生涯忘ること
はできないでしょう。そして

沖縄在住同胞の本土復帰の熱
望に対しては、何を置いても
早期実現に努力せねばならぬ
ことを決意しました。

沖縄にさようなら

私は沖縄の地を離れるに當
り、海の夕映が真紅に染めた

マブニ岳の土の色を、護國の

一念で散った勇士の血汐の色

と感じ、そして岩礁に打ち寄
せる潮騒の音を御遺族方の懥
哭の声と聴きました。そして

恭しく御冥福を祈りながら機
上の客となりました。

一月二十六日午後七時三十
分羽田空港に到着、地元有志
多数の出迎えを受け無事帰國
しました。

東南アジア視察記(三)

町会議員 渡辺喜久雄

彼等は日本に対する国民情
感について「戦後大陸から入

国した人たちは、日本に対する
わだかまりが未だ抜けきれ
ぬ者が多いが、戦前からの住
民は日本の立場を理解して、
ひとしく好感を持つている」
ことを強調していました。

その夜、張議長のレセプシ
ョンに出席、高砂族の舞踊を
観賞しました。高砂族と大阪
の大学生との恋物語りが話題
を賑わし、殊の外日本人に対する
好意を感じとりました。

玉砕の地マブニ岳へ
翌二十五日最終コースの沖
縄着。空港では戦争圏に入
たような緊張を感じました。

和生れ議員(昭和生れ議員)の出迎えを受け
案内されて、琉球東急ホテル
へ投宿。

翌二十五日、先ず日本軍玉

碎の地マブニ岳頂上の雨宮中
央の塔へ

結び

東南亞新興諸国を視察して

政治も、経済も、文化も未だ

若い国々であること、そして

祖国日本の繁栄を改めて認識

しました。同時に私達昭和議

員の責務の、いよいよ重大なこ
とを痛感し、地方自治のため

更に更に献身努力することを

誓いまして報告を終ります。

その日、臨時市議会を見
学、張議長の招待を受けて青
年議員同志の交歓会に出席し
ました。

台湾に着いて私たちはもう
内されました。

一月二十三日朝台北空港着、
日本大使館員の出迎えを受け
て宿舎の台北龍門大飯店へ案
内されました。

次の訪問国は中華民国で、
日本大使館員の出迎えを受け
て宿舎の台北龍門大飯店へ案
内されました。

日本大使館員の出迎えを受け
て宿舎の台北龍門大飯店へ案
内されました。